



令和元年12月27日

坂戸市議会議員 古内秀宣様

坂戸市議会議員政治倫理審査会
委員長 小澤弘



審査結果報告書

令和元年5月10日付けで提出された審査請求について、坂戸市議会議員政治倫理条例第9条の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

審査請求の対象となった議員の氏名	平瀬 敬久 議員
審査請求の対象となった事由の該当条項	坂戸市議会議員政治倫理条例第3条第1号
審査請求の対象となった事由の内容	平成31年3月定例会での該当議員の一般質問において、市内の小中学校5校を訪問し、調査を行ったことに対する疑義について
審査の結果	<p>坂戸市議会議員政治倫理条例第3条第1号の規定に違反していると判断する。</p> <p>(理由)</p> <p>第一に、教育委員会事務局への事前調整なしに学校訪問したことについて、過去の学校訪問での事例の際にも本人に注意しているにもかかわらず、それがないものとしていることは認められないこと。</p> <p>第二に、給食調理室への入室について、学校給食法第9条第1項に学校給食衛生管理基準が定められ、厳重に管理されているにもかかわらず、本人は児童生徒に対する食の安全の重大性の認識が欠如し、十分な安全対策を講じていたとは認められないこと。</p> <p>第三に、管理者不在での学校訪問について、施設管理者である校長に許可を得ずに敷地内に立ち入り、調査を行ったことは学校施設の安全管理上問題であり、認められないこと。</p> <p>第四に、議員全員協議会で謝罪したことを正当化するような行動をしたことについて、議会内を混乱させたことは非常に重大であり、認められないこと。</p>
措置を講じる場合の意見の内容	議員辞職勧告相当であると判断する。

別紙

坂戸市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

1 審査会の設置

令和元年5月10日付で市議会議員7名から坂戸市議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）第6条の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。議長は、条例第7条の規定に基づき5月17日に坂戸市議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、議員8名を審査会委員に任命した。

武井 誠 議員	新井 文雄 議員	内田 達浩 議員
小澤 弘 議員	飯田 恵 議員	藤野 登 議員
石井 寛 議員	小川 直志 議員	

2 審査の経過

◆第1回 令和元年5月17日（金） 出席委員7名 欠席委員1名（石井委員）

議 題	内 容
1 委員長選挙について 2 席次の決定について 3 副委員長選挙について 4 今後の審査について 5 その他	1 選挙方法は指名推選で行うことに決定し、小澤弘臨時委員長が委員長に当選した。 2 仮席次を席次とし、4番は委員長の席次と決定した。 3 選挙方法は指名推選で行うことに決定し、石井寛委員が副委員長に当選した。石井寛委員が欠席のため、当選の告知は次回の審査会で行うことに決定した。 4 今後の審査事項や次回の日程について協議した。

◆第2回 令和元年5月28日(火) 出席委員8名

議 題	内 容
1 副委員長選挙の当選の告知について	1 石井委員に対し、小澤委員長から当選の告知を行った。
2 審査請求の詳細の確認について	2 審査請求者である野沢聖子議員から提出された審査請求事由の内容の確認を行った。
3 今後の審査について	3 今後の審査事項や次回の日程について協議した。
4 その他	4 委員から審査会の資料の取扱いについて確認したい旨の発言があり、委員長から、資料が外部へ出るということは、今の段階では控えてほしいとの発言があった。

◆第3回 令和元年6月17日(月) 出席委員8名

議 題	内 容
1 平瀬議員が行った市内小中学校の訪問調査の内容確認について	1 教育委員会事務局職員の出席を求め、平瀬議員が行った市内小中学校の訪問調査の内容確認を行った。
2 今後の審査について	2 今後の審査事項や次回の日程について協議した。
3 その他	

◆第4回 令和元年7月3日(水) 出席委員8名

議 題	内 容
1 平瀬議員が行った市内小中学校の訪問調査の内容確認について	1 教育委員会事務局職員の出席を求め、前回の審査会で後日回答となっていた質問事項について、内容確認を行った。
2 今後の審査について	2 今後の審査事項や次回の日程について協議した。
3 その他	

◆第5回 令和元年8月7日(水) 出席委員8名

議 題	内 容
1 平瀬議員に対する質問項目について 2 今後の審査について 3 その他	1 各委員から提出された平瀬議員に対する質問項目について協議を行った。 2 今後の審査事項や次回の日程について協議した。 3 委員からさかど市議会だよりNo.153の掲載記事の内容に対し、広報委員会委員長に見解を求めてほしいとの意見があった。

◆第6回 令和元年8月30日(金) 出席委員8名

議 題	内 容
1 政治倫理審査会からの確認及び質問事項に対する回答について 2 今後の審査について 3 その他	1 平瀬議員の出席を求め、政治倫理審査会からの確認及び質問事項に対する回答の内容の確認を行った。 2 今後の審査事項や次回の日程について協議した。 3 さかど市議会だよりNo.153の掲載記事の内容に対し、議員全員協議会で協議することとなった。

◆第7回 令和元年9月19日(木) 出席委員8名

議 題	内 容
1 政治倫理審査会からの確認及び質問事項に対する回答の再確認について 2 今後の審査について 3 その他	1 平瀬議員及び教育委員会事務局職員の出席を求め、政治倫理審査会からの確認及び質問事項に対する回答の再確認を行った。 2 今後の審査事項や次回の日程について協議した。 3 委員からタブレットの資料を印刷することについて確認があり、委員長が各委員の責任で内部資料として印刷する許可をした。

◆第8回 令和元年10月2日(水) 出席委員8名

議 題	内 容
1 政治倫理審査会からの確認及び質問事項に対する回答の再確認について	1 平瀬議員及び教育委員会事務局職員の出席を求め、前回の審査会で後日回答となっていた質問事項について、あらためて確認を行った。
2 今後の審査について	2 今後の審査事項や次回の日程について協議した。
3 その他	

◆第9回 令和元年12月13日(金) 出席委員8名

議 題	内 容
1 平瀬議員の弁明について	1 平瀬議員の出席を求め、審査請求内容全体に対する弁明を行った。
2 今後の審査について	2 今後の審査事項や次回の日程について協議した。
3 その他	

◆第10回 令和元年12月27日(金) 出席委員8名

議 題	内 容
1 審査結果報告書(案)について	1 審査結果報告書案の内容について協議した。
2 その他	

3 審査の結果に至る各委員の意見

○ 私は、審査請求の対象となった事由の内容について、平瀬議員の行動には非があったと思います。特に給食調理室への入室について、反論書の中で「学校給食法第9条第1項」について記載のとおりであるとしながら、入室について問題はなかったとの認識が示されていることについては看過できません。

しかし、情状を酌量して「審査の結果」については「・・・抵触する恐れがある」とし「措置を講じる場合の意見の内容」については「嚴重注意」とすることが相当であると考えます。

その第一の理由は、議員として学校へ調査に入ることについての事前の連絡・調整、給食調理室への入室について、教育委員会及び学校現場の対応に、あいまいな点、不十分な点があったということです。

第二は、議員全員協議会での平瀬議員の謝罪の具体的内容について、本人の認識と、他の議員との認識との間に食い違いがあったということです。議員全

員協議会の場で、平瀬議員本人の発言として「何が問題とされていて、何について謝罪しているのか」が具体的に述べられていれば良かったのではないかと思います。

第三は、坂戸市議会議員政治倫理条例第3条第1号「議員は市民全体の代表者であることを自覚し、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしない」の「品位と名誉を損なうおそれのある行為」とは、市民感覚としては、例えば公の事業の私物化、贈収賄、セクハラ・パワハラなどの深刻な人権侵害などであって、今回の事案とは乖離があると考えます。

- 今回の政治倫理審査会設置に当たり審査請求書によると、2019年3月31日発行の日本共産党政党機関紙である「新さかど」の平瀬議員の記事で学校訪問調査を行ったことに対する疑義から始まっています。

しかし、3月13日の議員全員協議会において「学校長の不在時の訪問、学校への連絡から間を開けずに訪問したこと」の手続き上の不備があったことについて、平瀬議員は謝罪しています。

その後、審査請求事由が述べられましたが、2回目以降の学校訪問が教育委員会と事前調整せず実施されたことが坂戸市議会議員政治倫理条例に抵触する疑いがあるとしています。

学校訪問時に「教育委員会と事前調整する」との明確なルールを明文化したものは無いが、今回の学校訪問では、教育委員会との事前調整を行い「学校訪問にあたっては、教育委員会を通して、通さなくてもどちらでも構いません」と事前に調整がされていたことが政治倫理審査会でだされました。

教育委員会は、平瀬議員の学校訪問の際、手続きが徹底できていなかった事について政治倫理審査会において謝罪しています。

平瀬議員の学校訪問と給食調理室への調査は、一般質問にあたり、給食調理室の調査を行い現場の労働環境を調査したものであり議員としての責務を果たすためのものと考えます。

これまで9回にわたる政治倫理審査会を行い、教育委員会に対し「学校訪問に係る聞き取り調査」と平瀬議員から質問事項に対する回答が行われ、12月13日には弁明の機会として審査請求事由への反論がされました。しかし、審査委員による質疑は一切出されず終了しました。

よって、坂戸市議会議員政治倫理条例第3条第1号の「市民全体の代表者であることを自覚し、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。」との規定に反することには当たらないと考えます。

- はじめに小中学校5校の訪問の流れです。訪問に至る要因は市政一般質問を前にしての市執行部とのヒアリングで、市民団体の主張との食い違いについて現場調査が目的であるとされております。政治倫理審査会で教育委員会と平瀬敬久議員との聞き取りで経緯に食い違いが判明し、教育委員会では15時以降の学校訪問及び教育委員会もしくは、学校長のアポイントをお願いしたのに対して平瀬敬久議員は1校目につきましては教育委員会を通し、2回目以降は学校長の許可を取るべきところを学校長の許可なく、15時以前に訪問した学校があり、さらには平成31年3月6日に行った三芳野小学校におきましては教育委員会及び学校長に訪問の申し出はなく、無許可で訪問したことが判明致しました。

次に、訪問時、給食調理室への入室についてです。学校給食法第9条第1項に学校給食衛生管理基準が定められています。ここでは調理室等の入室につきましては、入室に関して調理に直接関係のない者を調理室に入室させないこと、やむを得ず入室する場合には食品、器具等に触れないこと、また感染症の疑いがある場合や化膿性疾患及び手指等の外傷の有無等がないことなど、厳重に管理されています。平瀬敬久議員の入室における認識は、器具等に触れていないこと、感染症は起きない状態との主張をされています。

このことから、審査会で明らかになったことで、防犯等の理由により、管理者である学校長の部外者の学校訪問者の把握さらには、学校行事や校長等のスケジュール調整等の観点から不適切な方法での学校訪問であったと言わざるを得ません。また給食調理室の入室につきましては自己中心的な考えのもと、議員として最低限配慮すべきところがあったにもかかわらず、調査自体を否定するものではありませんが、配慮の欠如は明らかであります。

よって、私は平瀬敬久議員に対し、議員辞職勧告相当であると結論致します。

- 坂戸市議会議員政治倫理条例第6条の規定に基づき、審査請求を開始してから約半年間、対象となる議員に対して審査請求の対象となる事由である「市内の小中学校5校を訪問し調査を行った内容について」疑義の立証を公開の場で問い質してきましたが、残念ながら正当性の立証を確信するまでの結論には至りませんでした。

審査請求の対象となる議員は、本件の類似行為を過去においても起こし、議会での行為を戒められたにもかかわらず、類推事案の行動を起こし、今回政治倫理審査会の開催までに至った経緯について、諸事案に対し弁明の場において反論という形で正当性の自己主張を繰り返し、改心は会得できませんでした。

本件の審査事案は結果的に事件及び事故にはなり得ませんでした。教育施設内での重大事故等に発展する起因性があることは、十分考えることは可能で

あり、政治倫理審査会における過程での議論内で推認できます。

したがいまして本件は「坂戸市議会議員政治倫理条例第3条第1号」に抵触する可能性においては議員辞職勧告に相当すると判断しました。

○ この度の坂戸市議会議員政治倫理審査会において論点となったのは、以下の四点である。

①教育委員会に事前連絡なしで訪問した。

②正規の身支度や手洗いをせず、食の安全を脅かすスタイルで給食室に入室した。

③学校長不在時に訪問し給食室に入室した。

④新さかどにて、自身の議員全員協議会での謝罪を覆し、正当化した記事を掲載した。

①に対しては、確かに明文化されたものはないが、前議長の時に議会と教育委員会との明確な申し合わせがなされている。平瀬議員がこのことを忘れていただけである。

②に対しては、言語道断の行為であり、正に食の安全を脅かしかねない行為である。

食中毒や感染症等に対する認識も甘く、給食室への入室を安易に考えている行為であり、学校給食衛生管理基準に違反している。

③に対しては、学校内及び給食室に入室する際の許可権限は学校長にあることを理解していない。更に①を忘れていたため、無許可で訪問し入室した事実がある。

④に対しては、①～③に関して議員全員協議会での謝罪を覆し、自身を正当化した記事を掲載した。議員全員協議会での議論を軽視する行為は、議員として到底看過することのできない問題である。

以上、申し述べたが、平瀬議員が議員としての活動に対しての指摘は今回が初めてではなく、指摘を受ける度に「以後気を付けます」「以後注意します」の言葉はあるが、改善はなく、再三指摘を受ける結果となっている。

今回は、衛生管理上の問題が発生せずに済んだことは幸いであったが、何か問題が生じた場合を考えると恐ろしい限りである。

縷々説明を申し述べたが、この度の坂戸市議会議員政治倫理審査会の審査の結果として、平瀬議員には、議員辞職勧告相当が相当であると考えてに至った。

○ 今回の問題点の一つは、教育現場調査に際し教育委員会事務局との事前調整を行わず学校訪問を行って調査を行っていたこと。事前調整が必要なことは、市内の校長先生や教育委員会事務局が一堂に会する校長会会議でも確認され

ている。平瀬議員が主張している明文化云々は関係ない。約束事である。似たような事例で以前に厳重注意を受けていたが全く反省をしていない。次に、給食室への入室について法律や運用規定で明確に定められているにも係わらず、必要とされている事前の検便や入室前の消毒、白衣等の着用など、定められたことを遵守せずに入室したこと。他市で入室を認めていた例を挙げ、そのことを理由に、自身の勝手な判断で入室した。それらのことにより児童生徒の安全を脅かしてしまった。次に、全議員が出席している議会内の会議で、それらの非を認め謝罪したが、平瀬議員の関係する紙面に於いてそれを覆した内容を記載していること。4点目として学校及び給食調理室の管理責任者である校長の立ち会い無しで入室、また、不在時に学校を訪問、校長不在を承知しながら関係する教職員と直接交渉を行い給食調理室に入室したことである。平瀬議員はこれらを議員の活動で認められている調査だとしているが、約束事を守って行うのが調査である。議会では議員の調査は禁止しておらず、我々議員は必要な手続きや段取りを経て多忙な教育現場に迷惑をかけないように調査を行っている。平瀬議員が主張しているように現場に問題があるのであれば、議長に申し入れ、委員会などでの調査を優先すべきで有る。特に、留意頂きたいのは、細心の注意が必要な教育現場の調査であること。来客がある場合は事前に学校内で周知をしている。急に議員が調査に来たら子供たちはどう思うか。例え問題が無くても、自分たちが毎日学んでいる学校に問題があるのかと思うのではないか。それらのことを勘案し議員辞職勧告が相当であると判断した。

- この度の政治倫理審査会は、平瀬議員が議員の責務を果たす為の諸活動を行うことを妨げるものでなく、その諸手続きが市民全体の代表者である議員としての自覚不足により審査請求の対象となる事由内容を生じさせた為に開かれたものと認識する。審査会が平瀬議員に弁明の機会を与えると、「審査請求事由への反論書」として弁明書を提出した。この事は誠に遺憾である。また、学校訪問時に教育委員会と事前協議する事が明文化されていないとの認識については、今回の行動の前に同じような誤った議員活動をし、議員全員協議会で自ら謝罪して当時の議長から厳重注意をされた経緯があるにも関わらず、明確なルールが無い様な反論をしているのは理解できない。以前の行動で厳重注意を受け本人も謝罪をし、議員全員が議員全員協議会の場で今後の手続きを確認したのに同じことを繰り返した。この度の行動は許されるものではない。さらに、三芳野小学校への訪問では、教育委員会及び学校管理職に給食室への視察のための入室申し出はなく、教育委員会の調査では、調理員が校長の許可を取っているか確認したところ、「これから取る」との返答が入室後にあったとの回答もあり、調理員は議員が訪問するからには当然校長の許可を得ていると思

っていたとのことである。この事一つにしても議員の行動は相手にとって大変重いものであることがわかる。また、給食調理室への入室については、学校給食法が存在し、給食調理室への立ち入りについても規定が有るのにも関わらず、立ち入り自体は問題ないと考えて全く反省の姿が見えない。諸般の事情を総括すると、坂戸市議会議員政治倫理条例は議員の政治倫理の確立を図り、市政に対する市民の信頼に応えることを目的にしており、これには議員相互の信頼と手続きに従った行動が不可欠と考える。反省の全くないこの度の行いは再三の過ちでもある事から厳しく処せるべきと考え議員辞職勧告相当と判断する。

○坂戸市議会議員政治倫理条例第3条第1号に抵触するか否か

- ・教育委員会事務局への事前調整なしで学校訪問したことについて
 - 違反とする意見 委員5名
 - 違反でないとする意見 委員2名
- ・給食調理室への入室について
 - 違反とする意見 委員6名
 - 違反でないとする意見 委員1名
- ・管理者不在の学校訪問について
 - 違反とする意見 委員5名
 - 違反でないとする意見 委員2名
- ・議員全員協議会で謝罪したことを正当化するような行動をしたことについて
 - 違反とする意見 委員5名
 - 違反でないとする意見 委員2名

○措置を講じる場合

- 議員辞職勧告相当 委員5名
- 厳重注意 委員1名
- 該当しない 委員1名